

静岡県弁護士会主催

旧優生保護法下における
『優生手術』、『人工妊娠中絶』
に関する電話相談会

5月21日（月）10：00～16：00



054-255-8332

旧優生保護法のもと、望まない優生
（不妊）手術や人工妊娠中絶手術を受
けた方やそのご家族等、どなたでもご
相談ください。弁護士が無料の電話相
談に応じます（通話料は相談者のご負
担となります）。



お問い合わせ先



〒420-0853

静岡市葵区追手町 10-80

地方裁判所本庁構内

静岡県法律会館内

TEL 054-252-0008